

ガソリン価格の高騰に対し適切な対応を求める件

ガソリン価格の高騰が続いている。資源エネルギー庁が発表したガソリンの全国平均小売価格は、消費税及び地球温暖化対策税の増税の影響も受け、今年4月に160円台に達し、今もなお高止まりが続いている。

政府は、ガソリン価格高騰対策として、平成22年に租税特別措置法を改正し、いわゆるトリガー条項を盛り込んだ。このトリガー条項は、総務省が発表する小売物価統計調査に基づき、ガソリンの平均小売価格が連続3ヶ月にわたり、1リットルにつき160円を超えた場合には、揮発油税及び地方揮発油税の税率に上乗せした25.1円の課税を停止し、その後、ガソリンの平均小売価格が連続3ヶ月にわたり1リットルにつき130円を下回った場合には、揮発油税及び地方揮発油税の上乗せ25.1円の課税が再開されるものである。

ところが、平成23年に東日本大震災が発生し、政府は、ガソリン需給の逼迫や流通の混乱、多額の税収減による復興財源の確保への影響を懸念し、トリガー条項については、東日本大震災の復旧・復興の状況等を踏まえ、一時凍結することとし、現在まで解除に至っていない。

ガソリン価格の高騰は、広く社会生活に大きな影響を及ぼす。特に被災地では、今後、災害公営住宅等の新たな住宅環境で、生活再建が本格化するなか家計を圧迫するだけでなく、事業再開を目指す被災企業においても経費の増加は大きな負担となり、復興の足かせとなる恐れがある。このような状況から、トリガー条項の発動を望む声が高まっており、被災者の生活再建や地域経済再生に支障を及ぼすものにならないよう、早急に適切な対策を講じることが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、広く国民の安定した生活を守り、また被災地の着実な復興に向け、トリガー条項の発動要件を満たす場合は速やかに凍結を解除し、適切に対応することを強く求めるものである。

平成26年9月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣 様

仙台市議会議長 西澤啓文